

介護保険サービス事業者の指定および主な指導内容について（平成30年度）

○居宅介護支援

主な指導内容	根拠法令等
・ 重要事項説明書と運営規程の整合性を図ること	厚生省令第38号第18条
・ 勤務表は事業所ごとに作成し、居宅介護支援事業所としての勤務時間を明確にすること	厚生省令第38号第19条
・ 週間サービス計画の充実を図ること	厚生省令第38号第13条
・ 居宅サービス計画をサービス担当者へもれなく交付すること	厚生省令第38号第13条
・ サービス担当者会議は、やむを得ず出席できない事業所について個別照会内相を記録すること	厚生省令第38号第13条
・ アセスメント及びモニタリングを行った際には、場所・面談相手を記録に残しておくこと	厚生省令第38号第13条
・ 医療系サービスの利用において、意見を求めた主治の医師等に居宅サービス計画を交付した際は記録をつけること	厚生省令第38号第13条

